

県南広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年1月16日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1（1）路線名 東和薄衣線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 一関市藤沢町黄海字本沢127番32地先内
 - イ 一関市藤沢町黄海字本沢159番5地先から159番6地先まで
 - ウ 一関市藤沢町黄海字本沢165番5地先から165番6地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年1月16日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成30年1月16日から同年2月16日まで
- 2（1）路線名 長坂東稻前沢線
 - （2）供用開始の区間 一関市東山町長坂字西本町215番10地先内
 - （3）供用開始の期日 平成30年1月16日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成30年1月16日から同年2月16日まで
- 3（1）路線名 本吉室根線
 - （2）供用開始の区間 一関市室根町矢越字宿8番1地先内
 - （3）供用開始の期日 平成30年1月16日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成30年1月16日から同年2月16日まで